

電子カルテフォーラム
「利用の達人」会則
第10版

2023年3月

～目次～

第1章 総則

第1条 (名称)

第2条 (目的)

第3条 (事業)

第4条 (事業年度)

第2章 会員

第5条 (会員資格)

第6条 (入会)

第7条 (会員の特典と権利)

第8条 (届出)

第9条 (脱会)

第3章 運営

第10条 (運営)

第11条 (世話人会)

第12条 (事務局)

第4章 役員

第13条 (役員)

第14条 (役員を選任)

第15条 (役員任期)

第16条 (役員任務権限)

第5章 会議

第17条 (総会)

第18条 (総会召集)

第19条 (総会議決)

第20条 (通常総会付議事項)

第21条 (世話人会)

第22条 (世話人会召集)

第23条 (世話人会議決)

第6章 ホームページ

第24条 (ホームページ利用者ID、パスワード)

第25条 (コンテンツ)

第1章 総則

第1条（名称）

本会は電子カルテフォーラム「利用の達人」と称する。

第2条（目的）

本会は電子カルテシステム（HOPE EGMAIN-FX、HOPE EGMAIN-GX および、HOPE LifeMark-HX）のシステムの利用法に関し、会員相互による情報の提供・交換・検討を通じて、進化し続けるシステムを追求することを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するためにつきの事業を行う。

- (1) 総会、世話人会、分科会等諸会合の開催
- (2) ホームページ運営
- (3) 関連諸団体への協力
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第4条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月末日に終わる。

第2章 会員

第5条（会員資格）

本会は次の正会員、賛助会員によって構成する。

（1）正会員

富士通電子カルテシステム（HOPE EGMAIN-FX、HOPE EGMAIN-GX および、HOPE LifeMark-HX）を使用する医療施設、研究施設に従事し、本会の趣旨に賛同するスタッフ（職種、役職、雇用形態を問わない）とする。

（2）賛助会員

本会のために活動を支援する富士通関係会社および団体の社員・職員であり、本会の趣旨に賛同する個人とする。

第6条（入会）

正会員および賛助会員として入会しようとする者は、本会事務局に所定の入会申込書を提出するものとする。

第7条（会員の特典と権利）

本会の会員は次の特典と権利を有する。

（1）正会員

- a) 本会が行う諸会合への参加
- b) ホームページの閲覧、資料等の入手
- c) 世話人の選挙権および被選挙権の行使

（2）賛助会員

- a) 本会が行う諸会合への参加
- b) 刊行物、資料等の入手

第8条（届出）

正会員および賛助会員は入会申込書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なく届け出るも

のとする。

第9条（脱会）

正会員または賛助会員が本会を脱退しようとするときはその旨、本会事務局に届出るものとする。

第3章 運営

第10条（運営）

本会の運営は、世話人会および事務局があたる。

第11条（世話人会）

世話人会は本会の事業の企画、ならびに運営について審議決定する。

第12条（事務局）

1. 事務局は世話人会と共に事業の企画ならびに運営について審議決定し、本会の各種会議の決定に従い次の各号の業務を行う。

- (1) 各種会合、会議の開催準備および議事録の作成事務
- (2) 資料等の作成および配布
- (3) ホームページの作成、更新および運営
- (4) その他庶務事項

2. 本会の本部事務局は、富士通 Japan 株式会社 戦略企画統括部に置く。

3. 事務局への就任は、世話人会により推薦された者を総会において選任するものとする。

第4章 役員

第13条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 代表世話人 1名
- (3) 副代表世話人 若干名
- (4) 世話人 若干名
- (5) 顧問 若干名

第14条（役員を選任）

役員は次のとおり選任する。

(1) 会長、代表世話人および副代表世話人
正会員である世話人のうちから世話人会においてこれを選任する。

(2) 世話人
会長および代表世話人より推薦された正会員若干名のうちから、総会においてこれを選任する。

(3) 顧問
正会員・賛助会員を問わず、世話人会により推薦された、世話人経験者または本会の運営に必要な者若干名のうちから、総会においてこれを選任する。

第15条（役員任期）

1. 役員任期は2年とし、期間は事業年度とする。ただし再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じたとき、あるいは業務増加などが生じたときは、世話会の議決によりこれを補充することができる。補欠または増員により就任した役員任期は、他の在任役員任期の残存期間とする。

3. 任期を満了した役員は、後任者が就任するまでの間その職務を遂行する。

第 16 条（役員の仕事権限）

役員の仕事および権限は次のとおりとする。

（1）会長

会長は本会を代表し、会務を統括し、総会を召集する。

（2）代表世話人

代表世話人は世話人を代表し、世話人会を召集する。

（3）副代表世話人

副代表世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときは代表世話人の仕事を代行する。

（4）世話人

世話人は総会の議決に従って本会の事業の企画ならびに運営について審議する。

（5）顧問

顧問は世話人会で決定困難な事項についてアドバイスをを行うと共に、世話人会ならびに総会へ出席し、本会の評価を行う。

第5章 会議

第17条（総会）

1. 総会は本会の最高議決機関とする。
2. 総会は世話人、会員をもって構成する。

第18条（総会の召集）

1. 会長は毎事業年度終了後2カ月以内に通常総会を召集する。
2. 会長は次の各号に掲げる場合に臨時総会を召集する。
 - (1) 世話人会が必要であると認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上が理由を記載した書面を提出して召集を請求したとき。
3. 総会を招集するには、会日の10日前までに到着するように会議の目的とする事項、ならびに日時、場所を記載した書面をもって会員に通知するものとする。

第19条（総会の議決）

1. 総会の議長は出席会員の互選により選出する。
2. 会員代表は書面または代理人をもって議決に参加することができる。代理人は総会毎に委任状を提出しなければならない。
3. 議長は議事録を作成する。

第20条（通常総会の付議事項）

通常総会の付議事項は次の各号にあげるものとする。

- (1) 事業計画および事業報告
- (2) 世話人の選挙
- (3) 会則の変更

(4) 前各号に掲げるもののほか、世話人会が付議した事項

第 21 条（世話人会）

1. 世話人会は、会長、代表世話人、副代表世話人および世話人をもって構成する。

2. 世話人会は次の各号に掲げる任務を遂行する。

(1) 世話会の決議にもとづく会務の企画立案、ならびにその遂行

(2) 緊急事項の処理

(3) 富士通株式会社との協議

(4) その他

第 22 条（世話会の召集）

1. 世話人会は代表世話人が召集する。

2. 世話人の 3 分の 1 以上が必要と認めたときは、世話会の召集を代表世話人に請求することができる。

3. 前項の規定により請求があったときは、代表世話人が世話人会を召集しなければならない。

第 23 条（世話会の議決）

1. 世話会の議長は代表世話人がこれにあたる。

2. 世話会は世話人の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

その議決は出席世話人の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

第6章 ホームページ

第24条 (ホームページ利用者 ID、パスワード)

1. 本会員は本会ホームページにログインするための ID、パスワードが付与される。
2. ID、パスワードは他者に通知してはならない。

第25条 (コンテンツ)

1. 本会ホームページのコンテンツ登録には「コンテンツバンク登録書」に同意すること。
2. 本会ホームページのコンテンツは HOPE EGMAIN-FX、HOPE EGMAIN-GX および、HOPE LifeMark-HX の導入作業や運用に使用するものとし、それ以外の使用は認めない。

本会則は 2022 年 3 月 1 日より実施する。